

行動計画策定

社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年2月1日～令和11年1月31日までの7年間

2 目標と取り組み内容・実施期間

〈目標〉

年次有給休暇の取得率 60%以下の社員をゼロにする。

〈対策〉

- ・令和4年 2月～ 年次有給休暇の個人別取得状況を把握する。
- ・令和4年 8月～ 取得状況を踏まえ、取得を阻害する課題や問題点を洗い出す。
- ・令和5年 3月～ 目標達成に向けた対策を立案し、計画的取得を促進するために社内広報を実施する。
- ・令和6年 3月～ 有給取得状況を定期的を確認し、取得率の低い場合は、上司から有給休暇取得を勧めるとともに、上司主導で社内全体の業務の配分について見直しを実施する。
- ・令和7年 3月～ 有給休暇の取得状況を把握し、社内広報を通じ、取得促進を図る。
- ・令和8年 3月～ 再度有給休暇の取得状況を把握し、社内広報を通じ、取得促進を図る。

〈目標2〉

将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1ヵ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

〈対策〉

- ・令和6年7月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始。
- ・令和6年9月～ 制度に関する周知方法の検討
- ・令和6年10月～ 制度導入
制度に関するパンフレット配布やポスター掲示にて全従業員に周知
- ・令和7年4月～ 従業員に再度周知を図る
- ・令和8年4月～ 従業員に再度周知を図る
- ・令和9年4月～ 従業員に再度周知を図る
- ・令和10年4月～ 従業員に再度周知を図る
- ・令和11年4月～ 従業員に再度周知を図る